

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知	
知 (治山林道課)	1
○道路の区域変更 (4件)	(道 路 課) 1
○道路の供用開始 (3件)	(") 2
◎告示 (高知県立青少年センター、高知県立塩見記念青少年プラザ、高知県立青少年体育館、高知県立県民体育館又は高知県立武道館に係る使用料の現金領収証書の様式の定め及び告示の廃止)の一部改正	(会計管理課) 2
高知県教育委員会規則	
◎高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則	5

規 則

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第67号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項第8号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）第3条に規定する少額領収書等写し開示手数料及び収支報告書等写し交付手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第598号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成28年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年1月農林水産省告示第94号

- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年10月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 195号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市岡豊町小竈字 シラクサリ190番1 地先から 南国市岡豊町小竈字 南野396番1まで	前	32.0	120
		54.1	
南国市岡豊町小竈字 シラクサリ190番1		11.5	

から	B	}	44
南国市岡豊町小竈字 シラクサリ188番1 まで		17.3	
南国市岡豊町小竈字 シラクサリ190番1 地先から 南国市岡豊町小竈字 南野396番1まで	後	32.0	120
		60.2	

高知県告示第600号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年10月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡大豊町立野字 ニイダ283番1地先 から 長岡郡大豊町大平字 コ井ノヲ450番2地 先まで	前	10.0	770
		132.9	
	後	10.0	770
		132.9	

高知県告示第601号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年10月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 土佐清水宿毛
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村芳井字 下市中原1044番12か ら 幡多郡三原村芳井字 下市中原1044番13ま で	前	7.6 }\n20.3	113
	後	7.7 }\n21.6	113

高知県告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年10月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町檜生 原字ヲウコエ山589 番1から 高岡郡四万十町檜生 原字ヲウコエ山589 番3まで	前	12.7 }\n24.0	40
	後	15.7 }\n28.6	40

高知県告示第603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年10月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 195号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長	供用開始年月日

	(メートル)	
南国市岡豊町小籠字シラク サリ226番1から 南国市岡豊町小籠字南野 396番1まで	276	平成28年10月29 日

高知県告示第604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年10月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
長岡郡大豊町立野字ニイダ 283番1地先から 長岡郡大豊町大平字コ井ノ ヲ450番2地先まで	770	平成28年10月30 日

高知県告示第605号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年10月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐清水宿毛
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡三原村芳井字下市中 原1044番12から 幡多郡三原村芳井字下市中 原1044番13まで	113	平成28年10月28 日

高知県告示第606号

平成22年11月高知県告示第618号（高知県立青少年センター、高知県立塩見記念青少年プラザ、高知県立青少年体育館、高知県立県民体育館又は高知県立武道館に係る使用料の現金領収証書の様式の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正し、平成29年2月1日から施行する。

平成28年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

「体育館及び屋外体育施設のシャワー並びにトレーニング室」を「体育館のトレーニング室及びシャワー並びに屋外体育施設のシャワー」に、「学生」を「学生及び一般」に改める。

教育委員会規則

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月28日

高知県教育長 田村 壮児

高知県教育委員会規則第26号

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「体育館、屋外体育施設の球場及びトレーニング室」を「青少年ホール、本館会議室、多目的室、体育館及び屋外体育施設の球場」に改める。

第4条第1項中「第7条第1項」を「第7条第2項」に改め、同条第2項中「5日前」を「5日前（その日が前条に規定する休館日（以下「休館日」という。）に当たるときは、その日直前の直近の休館日以外の日）の午後5時」に改め、同条第3項中「体育館若しくは」を削り、「高知県立青少年センター体育施設利用許可申請書」を「高知県立青少年センター屋外体育施設利用許可申請書」に改め、同条第4項中「トレーニング室」を「体育館のトレーニング室」に改める。

第5条中「高知県立青少年センター体育施設利用券」を「高知県立青少年センター屋外体育施設利用券」に改める。

第9条第1項第3号中「前日」を「前日（その日が休館日に当たるときは、その日直前の直近の休館日以外の日）の午後5時」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話番号

高知県立青少年センター利用許可申請書

高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例第2条第1項の規定により高知県立青少年センターの利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用の目的											
利用責任者	住所	電話番号									
	氏名										
体育館を利用する場合	入場料の徴収の有無	有	無	利用者の区分	アマチュアスポーツ ・ アマチュアスポーツ以外						
利用する施設	区分	日時				※使用料の明細	区分	単位	使用料の額		
		年 月 日 午前・午後 時 分～ 年 月 日 午前・午後 時 分							円		
利用する設備	区分	日時				合計	円				
		年 月 日 午前・午後 時 分～ 年 月 日 午前・午後 時 分									
利用者の区分及び人数	区分	男	女	計	※ 受付年月日	年 月 日					
	幼児	人	人	人	※ 許可年月日	年 月 日					
	小学生				※ 許可番号	第 号					
	中学生				※ 利用の取消し・変更・減額等	取消し・変更・減額	減額若しくは免除又は選付をする使用料の額				円
	高校生						決定した使用料の額				円
	大学生				受付年月日	年 月 日					
	その他の青少年				決定年月日	年 月 日					
指導者				※ 利用の許可の条件その他							
一般				担当	取消し等						
合計											
※ 決裁欄	許可										担当

注 ※印欄は、記入しないでください。

第2号様式（第4条、第5条関係）

高知県立青少年センター屋外体育施設利用許可申請書										高知県立青少年センター屋外体育施設利用券											
No. _____										No. _____											
申請者 利用者の区分 及び人数	住所（所在地） 又は学校名	利用する施設								利用の 日時	利用す る施設										
	氏名（名称及び 代表者名）	区分	男	女	計	人	年	月	日			時	分								
	幼児				人																
	小学生																				
	中学生																				
	高校生																				
	大学生																				
	その他の 青少年																				
	指導者																				
	一般																				
	合計																				

1 用具の貸出しは、器具庫で行いますので、この利用券を高知県立青少年センターの関係職員に見せてください。
 2 施設、用具等は、高知県立青少年センターの関係職員の指示に従い大切に利用してください。
 3 高知県立青少年センターの設置及び管理に關する条例施行規則の規定を守ってください。
 4 利用の許可の条件及び高知県立青少年センターの関係職員の指示に従わないときは、利用の許可を取り消すことがあります。
 5 利用の許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはなりません。
 6 利用終了後は、施設、用具等を整理・整頓し、高知県立青少年センターの関係職員に返してください。

備考 1 No.は、会計年度ごとの通し番号とする。
2 点線は、切取り線とする。

別記第4号様式中

利用する備品	
利用の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで

を「

施設の利用の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
利用する設備	
設備の利用の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで

」

に、
「許可の条件等」を「利用の許可の条件その他」に、「の権利」を「に伴う権利」に改める。

別記第5号様式中

利用する備品	
利用の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで

を「

施設の利用の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
利用する設備	
設備の利用の日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで

」

に改める。
附 則
この規則は、平成29年2月1日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年10月28日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

高知県公安委員会規則第18号

高知県警察組織規則の一部を改正する規則

高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）
の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中第9号を第10号とし、第5号から第8号ま
でを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

（5） 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法
律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する
こと。

附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。